

長岡市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

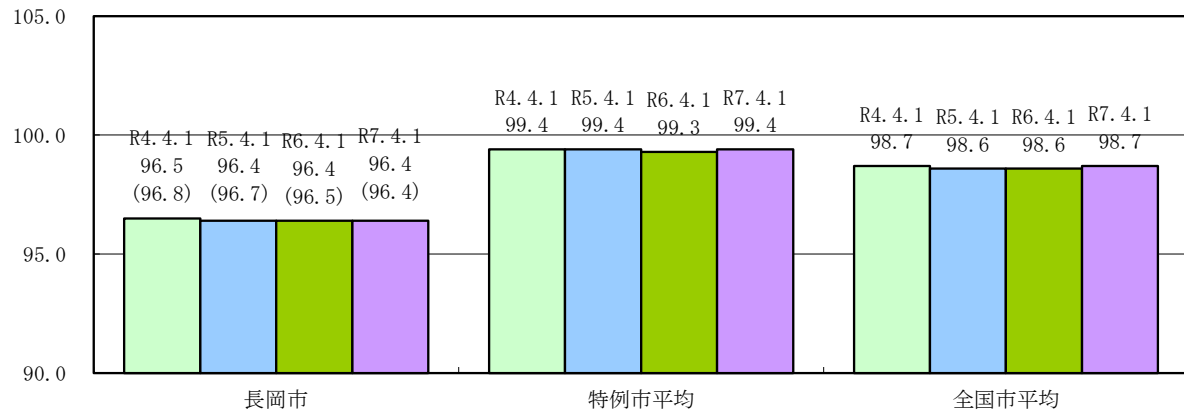
区 分	住民基本台帳人口 (8年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 6年度の人件費率
7年度	人 252,265	千円 147,011,816	千円 5,041,747	千円 23,303,792	% 15.9	% 16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 特例市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
7年度	人 2,095	千円 8,132,669	千円 1,605,393	千円 3,342,228	千円 13,080,290	千円 6,244	千円 公表され次第掲載

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、7年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 特例市平均とは、特例市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び長岡市の支給割合)
(支給割合) 国基準に対し、長岡市においても同様の支給割合で支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。新潟市、さいたま市を段階的に1%ずつ引き下げることとし、令和7年度は勤務地が新潟市の場合2%、さいたま市の場合14%、東京都特別区の場合20%。令和8年度から新潟市は1%、さいたま市は対象者がいないため支給なし。

区 分		各年度の支給割合		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	勤務地			
	長岡市	0%	0%	0%
	新潟市	3%	2%	1%
	さいたま市	15%	14%	13%
長岡市の支給割合	東京都特別区	20%	20%	20%
	長岡市	0%	0%	0%
	新潟市	3%	2%	1%
	さいたま市	15%	14%	—
	東京都特別区	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（8年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	44.3歳	340,381円	400,465円	366,793円
新潟県				
国		公表され次第掲載		
特例市				

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長岡市	57.9歳	116人	291,765円	305,588円	302,486円				
うち 用務員	57.9歳	45人	293,432円	308,551円	306,268円				
うち 清掃職員	58.5歳	7人	282,939円	310,000円	299,546円				
うち 学校給食員	58.7歳	10人	280,510円	290,774円	289,402円				
新潟県									
国			公表され次第掲載						
特例市									

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長岡市	—	—	—
うち 用務員			
うち 清掃職員	公表され次第掲載		
うち 学校給食員			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和5年～令和7年の3ヶ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③公安職（消防士）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	39.4歳	338,875円	428,823円	372,228円
特例市		公表され次第掲載		

④福祉職（保育士）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長岡市	39.2歳	303,424円	339,431円	317,975円
国		公表され次第掲載		
特例市				

(注) 1 「平均給料月額」とは、8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（8年4月1日現在）

区 分		長 岡 市	新 潟 県	国
一般行政職	大学卒	230,979円	236,554円	総合職 242,000円
				一般職 232,000円
	高校卒	199,418円	205,790円	200,300円
技能労務職	高校卒	197,327円	204,098円	198,200円
福祉職（保育士）	短大卒	215,547円	—	—
公安職（消防士）	大学卒	261,842円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（8年4月1日現在）

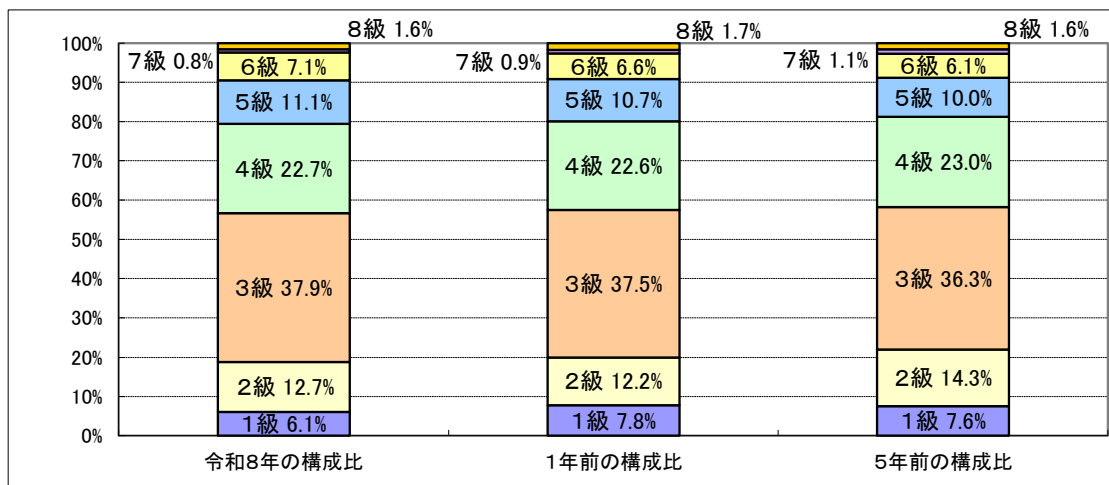
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	294,050円	344,946円	376,137円	394,740円
	高校卒	264,929円	322,872円	—	364,002円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
福祉職（保育士）	短大卒	266,509円	337,949円	331,165円	303,188円
公安職（消防士）	大学卒	310,726円	356,623円	406,902円	431,592円
	高校卒	296,091円	350,816円	375,361円	399,252円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

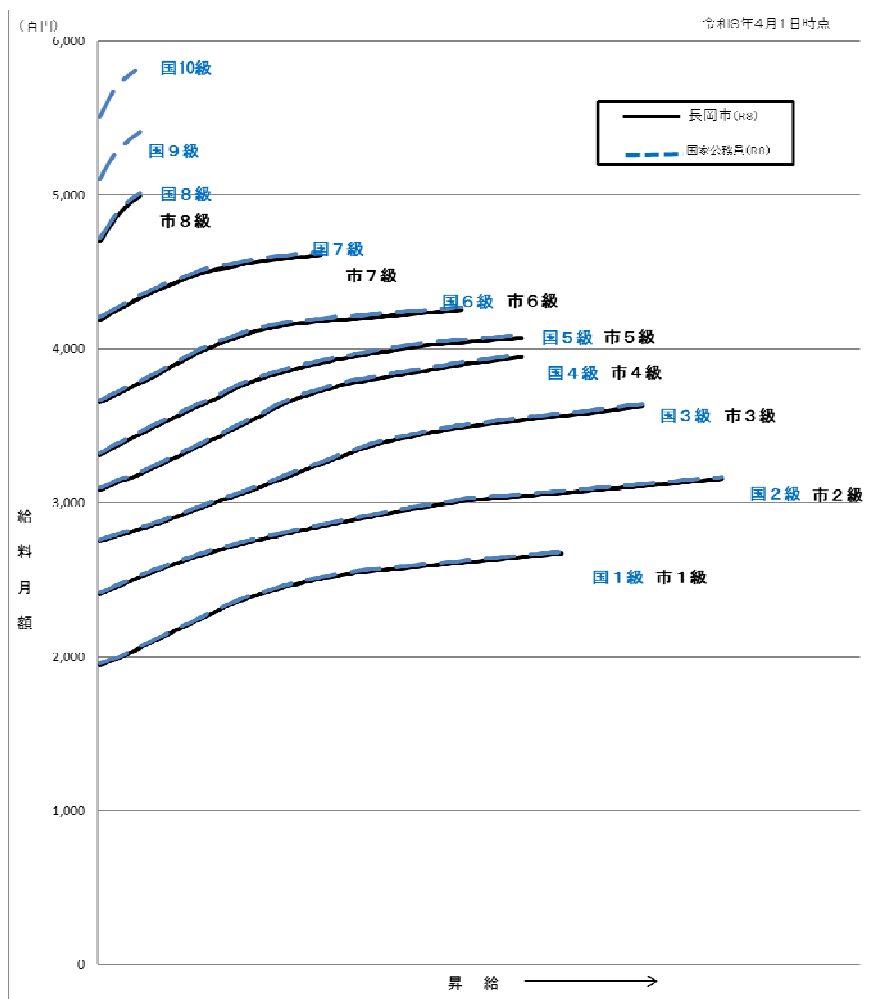
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（8年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	80人	6.1%	194,938円	267,119円
2 級	主事・技師	165人	12.7%	240,935円	315,406円
3 級	主査・主任	494人	37.9%	275,084円	362,597円
4 級	係長	296人	22.7%	308,436円	394,755円
5 級	本庁課長補佐・支所課長	145人	11.1%	331,136円	407,200円
6 級	本庁課長・支所長	92人	7.1%	365,186円	425,121円
7 級	部長・部次長	11人	0.8%	418,848円	460,962円
8 級	理事・部長	21人	1.6%	469,823円	499,293円

(注) 1 長岡市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（8年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（長岡市）

令和8年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長岡市	新潟県	国
1人当たり平均支給額（7年度） 1,610千円	1人当たり平均支給額（7年度） 公表され次第掲載	—
（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.4月分）（1.05月分）	（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.4月分）（1.05月分）	（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.4月分）（1.05月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長岡市）

令和8年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の区分成績率（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（8年4月1日現在）

長岡市	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度 47.709月分 47.709月分	最高限度 47.709月分 47.709月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）
1人当たり平均支給額 11,345千円 19,178千円	—

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、7年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（8年4月1日現在）

支給実績（7年度決算）			2,633千円
支給職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）			329,183円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
長岡市	0%	0人	0%
新潟市	2%	4人	2%
さいたま市	14%	1人	14%
東京都特別区	20%	3人	20%

(4) 特殊勤務手当（8年4月1日現在）

支給実績（7年度決算）		15,495千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）		49,504円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（7年度）		14.2%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （7年度決算）	左記職員に對 する支給単価
行旅死亡人取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人の取扱作業に従事したとき	0千円	1,000円／回
災害現場手当	災害現場で作業する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生の恐れがある場合、その現場において行う巡回作業若しくは応急作業に従事したとき	0千円	300円／日
機動隊員除雪作業手当	道路管理課 （除雪機動隊員）	除雪機動隊員が午後5時から翌日の午前6時までの間に道路において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪作業に従事したとき	0千円	300円／回
災害活動手当	消防職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う消火、救出、救助、災害防御等の作業等に従事したとき	150千円	210～ 620円／回
特殊救急活動手当	消防職員	①救急の措置を必要とする者を医療機関等へ搬送する作業のうち、感染症に罹患した患者若しくは疑似症患者の救急措置に関する作業または市長が別に定める重傷病を負った患者の救急措置に関する作業に従事したとき ②救急の措置を必要とする者を医療機関等へ搬送する作業のうち、当該搬送に際して行う救急救命士による特定の救急救命処置に関する作業に従事したとき	2,846千円	①240円／回 ②510円／回
夜間消防手当	消防職員	消防職員が正規の勤務時間による勤務の一部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）に行われる消防作業に従事したとき	12,499千円	350円／回 460円／回
防疫等作業手当	作業に従事した職員	①家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他市長が別に定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のとき、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者又はその疑いのある者の防疫又は病原体検査のための検査材料の採取若しくは取扱いの作業や①以外の作業に従事したとき ③新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置で、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したとき ④新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置で、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事したとき	0千円	①380円／日 760円／日 ②290円／日 ③3,000円／日 4,000円／日 ④1,000円／日 1,500円／日

(5) 時間外勤務手当

支給実績（7年度決算）	700,754千円
職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）	341千円
支給実績（6年度決算）	675,261千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	329千円

（注） 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（注） 2 「支給実績」及び「職員1人当たり平均支給年額」には、公営企業職員（水道事業）分を含んでいません。

(6) 寒冷地手当

支給実績（7年度決算）		148,085千円
支給職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）		68,909円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
長岡市	世帯主である職員（扶養親族有）	19,800円
	世帯主である職員（扶養親族無）	11,400円
	その他の職員	8,200円

（注） 「支給実績」及び「職員1人当たり平均支給年額」には、公営企業職員（水道事業）分を含んでいません。

(7) その他の手当（８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （7年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （7年度決算）																								
扶養手当	・ 子（満22歳の年度末まで）月額13,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算 ・ 上記以外の扶養親族 月額6,500円 なお、行政職給料表8級職員には支給しない	同じ		237,514千円	258,168円																								
住居手当	・ 借家や借間に居住し月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・ 負担している家賃額に応じて月額28,000円を超えない範囲内で支給	同じ		114,127千円	285,318円																								
通勤手当	・ 電車・バス等（公共交通機関）利用する職員に対し、負担している運賃の額に応じて月額150,000円を超えない範囲内で支給 ・ 自動車等（交通用具）を使用する職員に対し、使用距離に応じて月額66,400円を超えない範囲内で支給	異なる	国は、駐車場等の利用に要する費用について、月額5,000円を上限とする通勤手当を別途支給	141,694千円	81,856円																								
給料の特別調整額 （管理職手当）	<table><tr><td>主な役職</td><td>支給額</td></tr><tr><td>理事</td><td>117,500円</td></tr><tr><td>部長</td><td>94,000円</td></tr><tr><td>支所長</td><td>74,800円</td></tr><tr><td>本庁課長</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>支所課長</td><td>39,600円</td></tr></table>	主な役職	支給額	理事	117,500円	部長	94,000円	支所長	74,800円	本庁課長	62,300円	支所課長	39,600円	異なる	<table><tr><td>主な官職</td><td>支給額</td></tr><tr><td>本省課長</td><td>130,300円</td></tr><tr><td>管区機関部長</td><td>94,000円</td></tr><tr><td>本省室長</td><td>88,500円</td></tr><tr><td>管区機関課長</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>府県単位機関課長</td><td>59,500円</td></tr></table>	主な官職	支給額	本省課長	130,300円	管区機関部長	94,000円	本省室長	88,500円	管区機関課長	62,300円	府県単位機関課長	59,500円	114,254千円	798,976円
主な役職	支給額																												
理事	117,500円																												
部長	94,000円																												
支所長	74,800円																												
本庁課長	62,300円																												
支所課長	39,600円																												
主な官職	支給額																												
本省課長	130,300円																												
管区機関部長	94,000円																												
本省室長	88,500円																												
管区機関課長	62,300円																												
府県単位機関課長	59,500円																												
初任給調整手当	・ 欠員の補充が困難な医師等 ・ 月額538,200円を超えない範囲内で支給	異なる	国は、月額417,600円を超えない範囲内で支給	4,386千円	4,386,000円																								
単身赴任手当	・ 異動に伴い転居し、配偶者と別居して単身で生活する職員 ・ 赴任地までの距離に応じて額30,000～100,000円支給	同じ		720千円	360,000円																								
特地勤務手当	・ 生活の著しく不便な地に所在する勤務所に勤務する職員 ・ 月額401,000円を超えない範囲内で支給	異なる	国は、俸給及び扶養手当の合計額の100分の25を超えない範囲内で支給	3,096千円	3,096,000円																								
休日勤務手当	・ 祝休日法による休日等に勤務した職員 ・ 勤務1時間当たりの支給額×1.35×勤務時間数	同じ		147,132千円	165,503円																								
夜間勤務手当	・ 正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・ 勤務1時間当たりの支給額×0.25×勤務時間数	同じ		30,629千円	49,723円																								
宿日直手当	・ 宿日直勤務を行った職員 ・ 勤務1回につき4,700円（5時間未満の場合2,350円）支給	同じ		966千円	322,133円																								
管理職員 特別勤務手当	・ 管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給 ・ 週休日又は休日等に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき5,000～12,000円支給 ・ 週休日又は休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき2,500～6,000円支給	異なる	・ 週休日又は休日等に勤務した場合、俸給の特別調整額の区分等に応じて1回につき6,000～18,000円支給 ・ 週休日又は休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、俸給の特別調整額の区分に応じて1回につき3,000～6,000円支給	2,351千円	29,388円																								

5 特別職の報酬等の状況（8年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		(参考) 特例市における最高／最低額
給 料	市 長	1,027,000円	公表され次第掲載	
	副市長	848,000円		
	教育長	704,000円		
	常勤の監査委員	558,000円		
報 酬	議 長	631,000円		
	副議長	569,000円		
	議 員	532,000円		
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長 常勤の監査委員	(7年度支給割合)	3.5月分	役職加算20%あり
	議 長 副議長 議 員	(7年度支給割合)	3.5月分	役職加算20%あり
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	1,027,000円×在職月数×0.56	27,605,760円	任期毎
	教育長	848,000円×在職月数×0.37	15,060,480円	任期毎
	常勤の監査委員	704,000円×在職月数×0.2	5,068,800円	任期毎
寒 冷 地 手 当	市 長	558,000円×在職月数×0.18	4,821,120円	任期毎
	副市長	・ 毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員		
	教育長	・ 世帯等の区分に応じて月額8,200～19,800円支給		
	常勤の監査委員			

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月（教育長は3年＝36月））勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

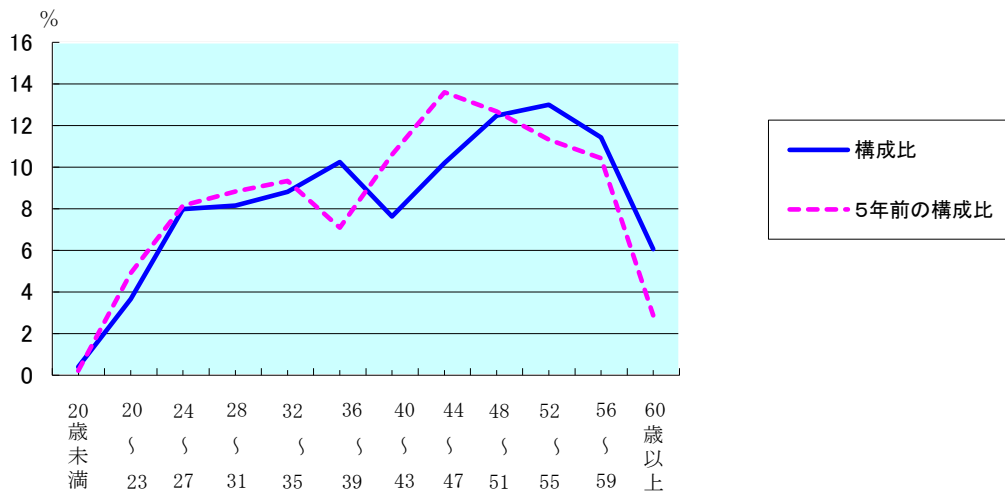
（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			令和7年	令和8年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	14	14	0	
		総 務	543	537	▲ 6	統計調査業務体制の縮小
		税 務	87	83	▲ 4	臨時特別給付金事務の減
		民 生	419	420	1	児童福祉業務体制の強化
		衛 生	131	127	▲ 4	清掃業務体制の見直し
		労 働	8	8	0	
		農林水産	68	67	▲ 1	農林業務体制の見直し
		商 工	83	86	3	観光業務体制の強化
		土 木	185	185	0	
		計	1,538	1,527	▲ 11	<参考> 人口1万当たり職員数60.87人
	教育部門		224	220	▲ 4	義務教育学校の管理員・調理員業務の委託化
	消防部門		333	334	1	消防業務体制の強化
	小 計		2,095	2,081	▲ 14	<参考> 人口1万当たり職員数82.95人
公営企業等 会計部門	病 院	8	6	▲ 2	病院事業体制の見直し	
	水 道	110	110	0		
	下水道	35	35	0		
	その他	61	62	1	介護保険事業体制の強化	
	小 計	214	213	▲ 1		
合 計		2,309 [2,813]	2,294 [2,813]	▲ 15 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数91.44人	

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（8年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	9人	84人	183人	187人	202人	235人	175人	234人	286人	298人	262人	139人	2,294人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	過去5年間の増減数 (率)	
一般行政	1,571	1,566	1,550	1,549	1,538	1,527	▲ 44	(▲ 2.8)
教育	248	235	240	233	224	220	▲ 28	(▲ 11.3)
消防	329	328	329	329	333	334	5	2
普通会計 計	2,148	2,129	2,119	2,111	2,095	2,081	▲ 67	(▲ 3.1)
公営企業等会計 計	220	214	211	212	214	213	▲ 7	(▲ 3.2)
総合計	2,368	2,343	2,330	2,323	2,309	2,294	▲ 74	(▲ 3.1)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 6年度の総費用に占める 職員給与費比率
7年度	千円 4,972,303	千円 277,391	千円 816,636	% 16.4	% 15.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費107,570千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7年度	人 106	千円 411,530	千円 73,741	千円 164,896	千円 650,167	千円 6,134

(参考) 市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費 千円
公表され次第掲載

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、8年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（８年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長岡市（水道事業）	48.0歳	340,972円	568,201円
市町村平均 （政令指定都市を除く）	公表され次第掲載		

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長岡市（水道事業）		長岡市（公営企業職員以外）	
1人当たり平均支給額（7年度） 1,556千円		1人当たり平均支給額（7年度） 1,610千円	
（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （ 1.4月分 ） （ 1.05月分 ）		（7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （ 1.4月分 ） （ 1.05月分 ）	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（８年４月１日現在）

長岡市（水道事業）			長岡市（公営企業職員以外）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	—	—	1人当たり平均支給額	11,345千円	19,178千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、7年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（８年４月１日現在）

長岡市は、支給していません。

エ 特殊勤務手当（８年４月１日現在）

特殊勤務手当は、21年10月１日以降廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（7年度決算）	36,983千円
職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）	374千円
支給実績（6年度決算）	35,240千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	356千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)										
扶養手当	・子（満22歳の年度末まで）月額13,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算 ・上記以外の扶養親族 月額6,500円	同じ		11,832千円	257,207円										
住居手当	・借家や借間に居住し月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・負担している家賃額に応じて月額28,000円を超えない範囲内で支給	同じ		5,015千円	278,633円										
通勤手当	・電車・バス等（公共交通機関）利用する職員に対し、負担している運賃の額に応じて月額150,000円を超えない範囲内で支給 ・自動車等（交通用具）を使用する職員に対し、使用距離に応じて月額66,400円を超えない範囲内で支給	異なる	国は、駐車場等の利用に要する費用について、月額5,000円を上限とする通勤手当を別途支給	7,334千円	80,589円										
給料の特別調整額 (管理職手当)	<table><tr><td>主な役職</td><td>支給額</td></tr><tr><td>局長</td><td>94,000円</td></tr><tr><td>次長</td><td>79,500円</td></tr><tr><td>課長</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>所長</td><td>39,600円</td></tr></table>	主な役職	支給額	局長	94,000円	次長	79,500円	課長	62,300円	所長	39,600円	同じ		5,003千円	714,686円
主な役職	支給額														
局長	94,000円														
次長	79,500円														
課長	62,300円														
所長	39,600円														
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員 ・世帯等の区分に応じて月額8,200～19,800円支給	同じ		7,566千円	72,750円										
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの支給額×0.25×勤務時間数	同じ		8千円	1,023円										
管理職員 特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき5,000～12,000円支給 ・週休日又は休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき2,500～6,000円支給	同じ		0千円	0円										

(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 6年度の総費用に占める 職員給与費比率
7年度	千円 470,313	千円 64,871	千円 50,253	% 10.7	% 10.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は該当なし

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B／A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7年度	人 6	千円 25,678	千円 4,763	千円 10,994	千円 41,435	千円 6,906

(参考) 市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
千円 公表され次第掲載

- (注) １ 職員手当には退職給与金を含みません。
２ 職員数については、８年３月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。
３ 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（8年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長岡市（簡易水道事業）	49.8歳	386,034円	642,108円
市町村平均 （政令指定都市を除く）	公表され次第掲載		

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長岡市（簡易水道事業）		長岡市（公営企業職員以外）	
1人当たり平均支給額（7年度）		1人当たり平均支給額（7年度）	
1,832千円		1,610千円	
（7年度支給割合）		（7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分	2.525月分	2.125月分
（1.4月分）	（1.05月分）	（1.4月分）	（1.05月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（8年4月1日現在）

長岡市（簡易水道事業）			長岡市（公営企業職員以外）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	—	—	1人当たり平均支給額	11,345千円	19,178千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、7年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（8年4月1日現在）

長岡市は、支給していません。

エ 特殊勤務手当（8年4月1日現在）

特殊勤務手当は、21年10月1日以降廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（7年度決算）	1,929千円
職員1人当たり平均支給年額（7年度決算）	322千円
支給実績（6年度決算）	1,401千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	233千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)										
扶養手当	・子（満22歳の年度末まで）月額13,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算 ・上記以外の扶養親族 月額6,500円	同じ		1,890千円	315,000円										
住居手当	・借家や借間に居住し月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・負担している家賃額に応じて月額28,000円を超えない範囲内で支給	同じ		0千円	0円										
通勤手当	・電車・バス等（公共交通機関）利用する職員に対し、負担している運賃の額に応じて月額150,000円を超えない範囲内で支給 ・自動車等（交通用具）を使用する職員に対し、使用距離に応じて月額66,400円を超えない範囲内で支給	異なる	国は、駐車場等の利用に要する費用について、月額5,000円を上限とする通勤手当を別途支給	348千円	69,600円										
給料の特別調整額 (管理職手当)	<table><tr><td>主な役職</td><td>支給額</td></tr><tr><td>局長</td><td>94,000円</td></tr><tr><td>次長</td><td>79,500円</td></tr><tr><td>課長</td><td>62,300円</td></tr><tr><td>所長</td><td>39,600円</td></tr></table>	主な役職	支給額	局長	94,000円	次長	79,500円	課長	62,300円	所長	39,600円	同じ		0千円	0円
主な役職	支給額														
局長	94,000円														
次長	79,500円														
課長	62,300円														
所長	39,600円														
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までにおいて長岡市に在勤する職員 ・世帯等の区分に応じて月額8,200～19,800円支給	同じ		594千円	99,000円										
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの支給額×0.25×勤務時間数	同じ		1千円	1,122円										
管理職員 特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき5,000～12,000円支給 ・週休日又は休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、給料の特別調整額の区分に応じて1回につき2,500～6,000円支給	同じ		0千円	0円										